

アマゾンジャパンからの確約計画の申請を公取委が認定した事例

- 【文献種別】 確約計画認定公表文／公正取引委員会
【裁判年月日】 令和2年9月10日
【事件番号】 令和2年（認）第4号
【事件名】 アマゾンジャパン合同会社に対する件
【裁判結果】 確約計画を認定
【参照法令】 独占禁止法19条・2条9項5号（優越的地位の濫用）・48条の2以下
【掲載誌】 公取委ホームページ

中央大学教授 西村暢史

事実の概要

1 アマゾンジャパン合同会社（以下、甲とする）は、平成28年5月以降、甲の小売部門の各種商品を取り扱う各事業部において、取引上の地位が甲に対して劣っている、甲と継続的取引関係にある甲が買取販売をする商品を甲に実質的に販売する納入業者（以下、乙とする）に対して、次の行為を行っている。

(1) 乙に対して、在庫補償契約（甲の仕入価格引下げ時において一定額を納入業者が甲に支払うことを内容とする契約）を締結することで、当該契約で定めた額を、乙に支払うべき代金の額から減じている。

(2) 乙に対して、乙から仕入れた商品販売で甲自身の目標とする利益に達しないことを理由に甲の収益性を向上するため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、または、乙にとって得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。

(3) 乙に対して、事前に締結した契約に基づくサービスの提供を行うことなく、当該契約に基づく支払いの全部または一部の金銭を提供させている。

(4) 乙に対して、甲のシステムへの投資に対する協賛金等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、または、乙にとって得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、乙からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗

じるなどして算出した額の金銭を提供させている。

(5) 乙に対して、乙の責めに帰すべき事由がなく、かつ、返品条件を明確化した合意がない、乙の同意なく生じ得る損失を甲は負担しない、または、乙からの返品受取の申出がなく乙にとって直接の利益とならないにもかかわらず、返品している。

公取委公表文（確約計画とその認定）の概要

1 公取委は、甲に対し、甲の上記諸行為が独禁法（以下、法とする）19条（2条9項5号：優越的地位の濫用）の規定に違反する疑いがあるものとして、令和2年7月10日に確約手続通知を行った。その後、甲から確約計画の認定申請があった。

2 確約計画については、以下のとおりである。
(1) 業務執行決定機関の代表社員の職務執行者による決定

- ① 事実の概要における行為の取りやめ
 - ② 行為の対象となった乙に対する、それぞれの金銭的価値の回復を行う
 - ③ ①と同様の行為を今後3年間行わない
- (2) 納入業者通知と自社従業員周知徹底の内容
- ④ (1)に基づいて採った措置
 - ⑤ ①および②の措置を採ること
- (3) 公正取引委員会への報告

⑥ (1)、(2)、そして、納入業者との取引に関する独禁法遵守に関する行動指針作成、自社従業員への周知徹底、自社小売り事業従業員への定期的研修、法務担当者の定期的監査に基

づく措置の履行状況

(4) 公正取引委員会への毎年の報告（3年間）

⑦ ③および自社小売り事業従業員への定期的研修、法務担当者の定期的監査に基づく措置の履行状況

3 なお、当該計画が実施されることにより、金銭的価値の回復については、現時点において、乙のうち約 1400 社に対し、総額約 20 億円と見込まれる。

4 公取委は、当該計画が、独禁法に規定する確約計画認定要件に適合すると認め、これを認定した（以下、本件とする）。

解説

一 確約手続開始の意味

確約手続は、独禁法違反被疑行為の当事者が、当該行為に対する問題解消措置を自主的に講ずることを約束し、その内容を公取委が認めることで公取委の法的措置が講じられないことを法的に確保することができる制度として、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 108 号）により導入された。確約手続により、競争上の問題を早期是正、公取委と事業者との協力的問題解決が図られるという。公取委は、2020 年 11 月 27 日までに本件を含め 6 件の確約手続に基づく確約計画の認定を行った¹⁾。また、公取委は優越的地位の濫用事案に関して、トイザラス審決を含め 5 件の法的措置、複数の調査継続終了や警告等事案を取り扱ってきた²⁾。

確約手続の開始に着目すると、公取委が、違反被疑行為に関する調査開始以降に、「確約手続に係る通知」を行う根拠は、(1)「違反する事実があると思量する場合」、(2)「疑いの理由となった行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるとき」である（法 48 条の 2）。通常の審査手続から確約手続への移行と説明されている³⁾。(1)は、法 45 条第 4 項（職権探知）と同様の意味であるとし、「事件の端緒段階において、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する事実があると思量すること」としている⁴⁾。確約手続は、(1)の段階から調査を開始し、排除措置命令等に対応した意見聴取の通知（法第

50 条 1 項）までの間で行われる（法第 48 条の 2 ただし書き）。

このような確約手続の開始に関しては、通常の審査手続との関係が問われる。特に、本件での金銭的価値の回復の内容として、「現時点において」、「見込まれる」としつつも、具体的な対象者数と金額が初めて公表された。個々の乙に対する優越的地位の濫用行為が特定される等課徴金算定の基礎的作業が一定程度進行していたという推測も可能であり、通常の審査手続に基づく正式な処分の可能性が問われる一方で、あくまでも競争の早期回復を目指した確約手続の下での事業者側から立案された内容であるという理解もあろう⁵⁾。いずれにしても、甲というデジタル・プラットフォーム事業者をとりまく変化の激しい競争環境と取引相手方への影響の程度等を考えると、正式な審査手続に基づく先例として取り扱うべきであった事案、または、公取委側の優越的地位の濫用事案における法執行コストを踏まえた早期の競争回復を目指した確約手続を開始した事案⁶⁾という異なる評価は今後も残る⁷⁾。

二 違反被疑行為の「概要」について

確約手続移行の際に、違反被疑行為者への通知内容として、「当該行為の概要」と「違反する疑いのある法令の条項」が規定されている（法 48 条の 2 第 1 号・第 2 号）。公取委と通知を受けた事業者（被通知事業者）の双方は、「法令の条項」の諸要件を介して違反被疑行為の持つ独禁法上の懸念を把握する。また、確約計画が、違反被疑行為の排除を目的としている以上（法 48 条の 3 第 1 項）、「行為の概要」は、被通知事業者にとって過去の事例と整合的かつ上記目的達成に向けた確約計画策定のためにどこまで具体的である必要があるのか⁸⁾。「確約手続に関する対応方針（平成 30 年 9 月 26 日）」（以下、方針とする）の方針 4 は、排除措置命令と同程度の詳細な事実認定等の記載はなされないとする。確約制度上違反行為の懸念に止まるものであるが、事案の積み重ねの初期段階にあっては、特に「具体的にどのような行為が公正かつ自由な競争に悪影響を与える可能性があるのかを明らかにし、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保」という方針 11 の趣旨に則った記述の在り方が今後問われる⁹⁾。

本件の公取委公表文は、継続的取引関係のみを

記載するゲンキー株式会社の確約手続事案（以下、ゲンキー確約事案とする）とは異なり、乙に関して「取引上の地位が自社（甲：執筆者注）に対して劣っている納入業者」も記載する。「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下、ガイドラインとする）では、当該地位を「取引の相手方との関係で相対的に優越した地位」と定義付け、「乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため」、「乙にとって著しく不利益な要請等」であっても「乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」と合わせて、「乙の甲に対する取引依存度」等を総合的に考慮して認定する（ガイドライン第2の1、2）。本件では、甲が一定数以上の乙と複数の契約を締結しており、乙が自身にとって不利益な内容を含むそれらの契約を受け入れていると推察される。もっとも、本件の記載内容との関係は不明である。

次いで、濫用（不利益行為）は、正常な商慣習に照らして不当に、法2条9項5合イ～ハに掲げる行為に該当した場合に認められてきた。そして、公正競争阻害性とは、個別事案ごとの判断としつつも、「問題となる不利益の程度」、「行為の広がり」、たとえば、「行為者が多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合」に「公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい」としている（ガイドライン第1の1）。本件では、違反被疑行為の対象となっている複数契約を乙が締結しており、また、1400という規模の取引相手方への金銭的価値の回復が確約計画に見込まれている点からも、濫用（不利益行為）の疑いがあるとの判断は可能かもしれない。

本件の違反被疑行為に目を向けると、ゲンキー確約事案と同様に、各行為の目的を特定し（ゲンキー確約事案の「費用を確保するため」、本件の「自社の収益性の向上を図るため」）、各行為の内容を記載している。その一方で、本件では、減額、金銭提供、返品に関して、詳細にあらかじめ計算できない不利益、直接の利益を超える負担としての過大な不利益のいずれについても言及が確認される。逆に、ゲンキー確約事案は、いずれの行為に対しても納入業者にとっての直接の利益に関する言及はない¹⁰⁾。

三 確約計画の内容について

1 組織的対応

被通知事業者は、違反被疑行為を排除するための必要な措置を策定し、実施するための計画（「排除措置計画」、以下、確約計画とする）の認定を公取委に対して申請することができる（法48条の3第1項）。被通知事業者（申請者）は、公取委による確約計画の認定に必要な要件である、(1) 違反被疑行為を排除するために十分なものであるという措置内容の十分性（法48条の3第2項）、そして、(2) 確実に実施されるという見込みの措置実施の現実性の両方を具備した確約計画の策定が求められる（法48条の3第3項）。

措置内容の十分性に関しては、過去の公取委による排除措置命令の措置内容を参考にしているかを基本に（方針6(3)ア（ア））、過去の命令を超える申請者自らの措置も踏まえて判断される。確約計画における措置の典型例としては、違反被疑行為を取りやめること、または、取りやめていることの確認、取引先・利用者等への通知と周知、コンプライアンス体制の整備、契約変更、事業譲渡等、取引先等に提供させた金銭的価値の回復、履行状況の報告とされている（方針6(3)イ）。

このうち、方針では、措置内容の十分性を満たす必要な措置として、違反被疑行為を取りやめること（取りやめていることを確認すること）、同様の行為を行わないことという2つを内容とする組織決定を指摘する（方針6(3)イ（ア））。ゲンキー確約事案ではこの2つが組織的決定の対象である。本件の確約計画における甲の組織的決定には、違反被疑行為と同様の行為を取りやめること、金銭的価値の回復、同様の行為を行わないという措置を3年間実施することが含まれている。同じ優越的地位の濫用事案のゲンキー確約事案では、後二者に関しては取締役会での決議内容には含まれていない。

措置実施の現実性に関しては、措置が実施期限内に確実に実施されるという判断が公取委により行われる（方針6(3)ア（イ））。たとえば、ゲンキー確約事案の認定された確約計画には、申請者の組織内部での処分規程、内部通報制度の充実、コンプライアンス部門創設、そして、これらの公取委への報告が含まれている。その一方で、本件の確約計画に、これら組織内体制に関する措置は含まれていない。本件の甲がこれらの諸制度を既に組織的に構築していたにもかかわらず、違反行為として認定されていないが違反被疑行為を防げな

かったと捉える場合、当該諸制度の履行状況を報告する措置等も、措置実施の現実性を認めるために必要となる場合があるかもしれない（方針6(3)イ(キ)）。

2 金銭的価値の回復

本件が優越的地位の濫用事案であり、課徴金対象行為類型でもあることから、確約計画が認定された場合には課徴金納付命令が課されないこととなる以上、これを補って余りある対応としての下請法と同様の（下請法7条）違反被疑行為により生じた不利益の原状回復措置を計画の中に組み込むことが有益とされ注目されていた¹¹⁾。方針では措置内容の十分性を満たすために有益としている（方針6(3)イ(カ)）。

本件とゲンキー確約事案では、金銭的価値の回復の対象となる行為にズレが生じている。ゲンキー確約事案では、従業員派遣のみが確約計画での金銭的価値の回復の対象となっており、本件と同じ金銭提供と返品についてはその対象となっていない。ゲンキー確約事案に対しては、1つの確約事案の中で金銭的価値の回復の対象行為と違反被疑行為とのズレは、確約制度の柔軟性と捉え積極的に評価する立場もある¹²⁾。その一方で、ゲンキー確約事案と本件のように、それぞれの確約計画における類似の違反被疑行為と金銭的価値の回復の対象となる違反被疑行為のズレに関しては、異なる事案であることや確約制度の柔軟性という評価も考え得るが、今後の類似事案での確約計画立案に対する不安定感は拭えない。

また、金銭的価値の算定は、実費損害額等の算定の容易性といった観点（方針6(3)イ(カ)）や公取委との協議により妥当な水準を決める中で、違反被疑行為ごとの金銭的価値の回復に関する確約計画の立案も可能とする見解もある¹³⁾。個々の違反被疑行為が金銭的価値の回復の対象となるのか否かを公取委との協議にのみ依拠させる場合、さらに進んで、具体的な金額算定とその根拠、そして、回復の対象として取引相手すべてとするのか否か等の諸課題は既に指摘されている¹⁴⁾。

●—注

1) 令和元年10月25日：楽天株式会社に対する件（拘束条件付取引）、令和2年3月11日：日本メジフィジックス株式会社に対する件（私的独占、取引妨害）、令和2

年6月4日：クーパージョンジャパン株式会社に対する件（拘束条件付取引）、令和2年8月5日：ゲンキー株式会社に対する件（優越的地位の濫用）、令和2年11月12日：株式会社シードに対する件（拘束条件付取引）。
 2) たとえば、平成30年11月21日：岩手県産株式会社に対する警告、平成31年1月24日：大阪瓦斯株式会社に対する警告、平成31年4月10日：アマゾンジャパン合同会社によるポイントサービス利用規約変更への対応について、令和元年5月15日：丸井産業株式会社に対する警告等である。
 3) 小室尚彦＝中里浩『逐条解説・平成28年改正独占禁止法』（商事法務、2019年）15頁。
 4) 小室＝中里・前掲17頁。
 5) 前者は、滝澤紗矢子「最近の事例から見る優越的地位濫用規制」公取841号（2020年）9頁、10頁。後者は、長澤哲也ほか『最新・改正独占禁止法と実務』（商事法務、2020年）243頁注109〔吉村幸祐〕。
 6) 小川聖史「プラットフォームと競争法・競争政策——企業結合規制と確約手続の利用を中心に」公取821号（2019年）18頁。
 7) 自発的措置が提示された審査打ち切り事案（詳細な記載が確認される事案として、令和2年6月2日：大阪瓦斯株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について）との相違に関して、確約措置の認定は審査凍結であると指摘する「座談会」公取840号（2020年）15～20頁〔山田弘発言〕参照。その他、長澤ほか・前掲注5）227～230頁。
 8) 実際は、方針8(1)における公取委による論点説明等を事業者側が積極的に求める形で確約措置の立案が行われることになるのであろうか（長澤ほか・前掲注5）210頁注16）。
 9) 日本経済法学会年報41号「独占禁止法のエンフォースメント——新たな課題に対して」（2020年）の泉水論文6頁、土佐論文41頁、小川論文76頁参照。
 10) 土佐和生「食品、雑貨等の小売業者による優越的地位の濫用に関する確約事件」新・判例解説 Watch 文献番号z18817009-00-120721944（Web版2020年10月23日掲載）注8、滝澤・前掲注5）10頁。
 11) 研究者、実務家、公取委の各視点から、たとえば、泉水文雄「確約制度の導入について——EU・米国等の諸制度を比較して」公取798号（2017年）13頁、長澤哲也『独占禁止法の実践知』（有斐閣、2020年）408頁、天田弘人＝肥田野亮＝鈴木健太「確約手続の概要——『確約手続に関する対応方針』を中心に」NBL1134号（2018年）35頁。
 12) 滝澤・前掲注5）10頁。
 13) 長澤ほか・前掲注5）241～243頁。
 14) 南部利之「優越的地位の濫用に対する公正取引委員会の取組み」ビジネス法務2020年7月号33頁。